

平成 16 年版県民活動白書について

1 位置付け

(1) 法的根拠

山口県県民活動促進条例第 14 条の規定による報告

山口県県民活動促進条例（抜粋）

（年次報告）

第 14 条 知事は、毎年、県議会に、県民活動の促進の状況及び県民活動に関する施策について報告するとともに、これを公表しなければならない。

(2) 性格

山口県県民活動促進基本計画に掲げる「県民活動の総合的かつ計画的な推進」を図るため、県民活動の状況を年次的に把握・分析するとともに、当該年度の具体的な実施計画を示すもの

2 公表時期

毎年、1 回、9 月議会で報告後、広く県民に公表する。

なお、今回は、平成 15 年度に引き続き 2 回目の報告となる。

3 今回の白書の特徴

(1) 最新の調査データに基づく現状分析及び課題抽出

⇒（主眼）これまでの取組実績の評価及び今後の施策展開の参考

(2) 中高生のボランティア意識調査結果の分析

⇒（主眼）若者の参加を促進するための今後の施策展開の参考

(3) 県内における協働事業の事例紹介（県事業 2 件、市町村事業 8 件程度）

⇒（主眼）協働を推進するための今後の施策展開の参考

(4) 平成 15 年度パワーアップ賞受賞団体の活動紹介

⇒（主眼）先駆的な県民活動の事例紹介による県民活動の促進

4 白書（案）の概要

別紙「県民活動白書（平成 16 年版）（案）（抜粋）」のとおり

参考 昨年の報告書の特色

- 平成14年度施策実績について

平成14年度までに県が講じた主な施策について経緯を交えながら説明。

県及びきらめき財団等の県域支援機関の事業について個別に一覧表形式で記述。

- 平成15年度施策計画について

基本計画の概要を説明。

県の事業について、主な分野ごとの施策の方向性を示す。

県及びきらめき財団等の県域支援機関の事業について個別に一覧表形式で記述。

- 市町村における取組